

地域公共交通の確保に取り組む乗合バス事業者が、カーボンニュートラル等への対応としてEVバスを導入するために充電設備等の償却資産を取得した場合、当該充電設備等及びその用に供する土地（当該充電設備等による充電時に要する土地を含む。）に係る固定資産税及び都市計画税を軽減する特例措置（R5税制改正で新設）。

施策の背景

- 乗合バス事業は輸送人員の減少による厳しい経営環境にある中でも、「地域公共交通の最後の砦」として生活に必要な交通サービスを提供し続けることが期待される。
- EVバスは、低騒音による静穏な車内環境、円滑な加速性能による揺れの低減及び高齢者等の車内事故の防止などの点において利便性・安全性の高いものであり、EVバスの導入によって地域公共交通の活性化を実現することが期待される。

特例の内容

1. 対象資産

EVバスを導入するために充電設備等の償却資産を取得した場合、当該充電設備等及びその用に供する土地（当該充電設備等による充電時に要する土地を含む。）

※地域公共交通計画で市町村が位置づけた路線のうち、EVバスが導入される営業所において運行する路線を維持することが一般乗合旅客自動車運送事業者が定める道路運送高度化実施計画で担保された場合に限り。

2. 特例率

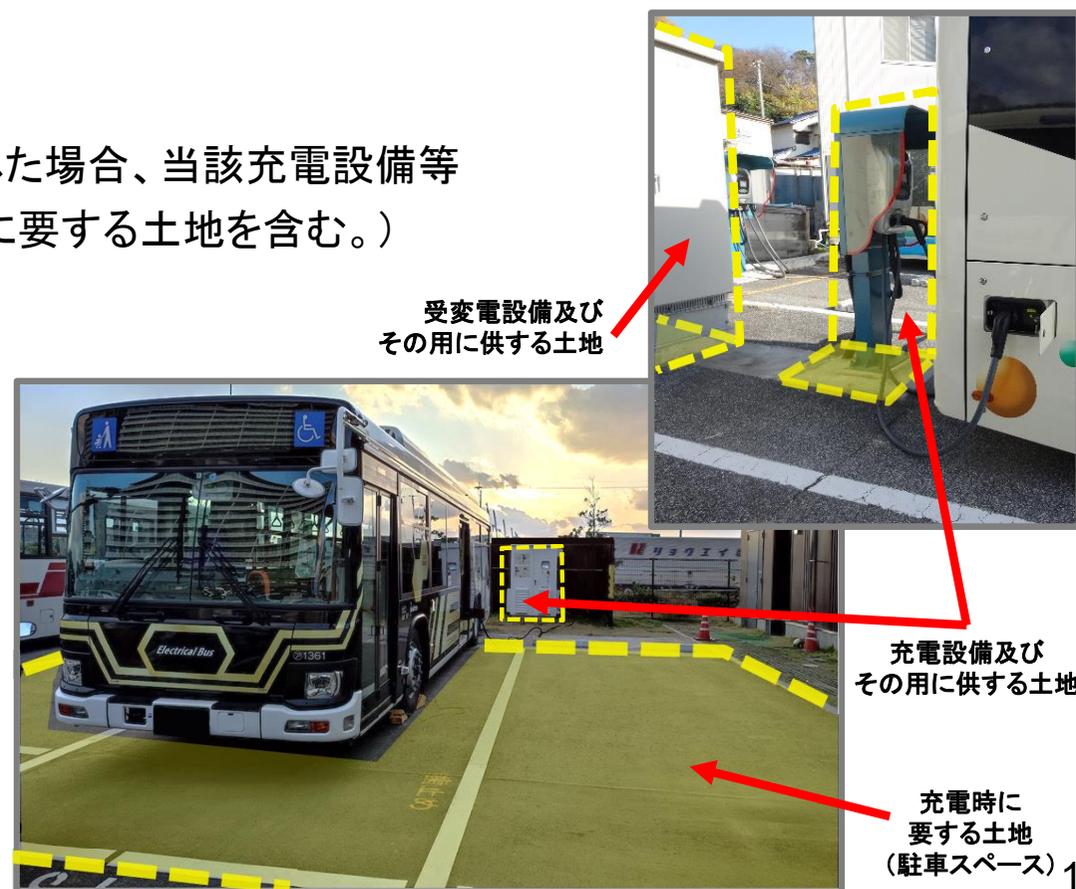
1/3（最初の5年度分）

3. 適用期限

令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）

4. その他

改正地域交通法の「道路運送高度化事業」にEVバスを用いた事業を新設（第2条第7号ハ）。



特例の内容

- ・本特例措置を受けるためには、改正地域交通法に基づき、地域公共交通計画及び道路運送高度化実施計画を作成する必要があります。
- ・地域公共交通計画は地方公共団体が作成し、道路運送高度化実施計画は乗合バス事業者が作成し国土交通大臣の認定を受けます。
- ・両計画に基づいて、乗合バス事業者がEVバスの充電設備を導入した場合に、①償却資産である充電設備及び②充電に必要な土地が固定資産税特例の対象（事業開始の翌年度から5年間固定資産税が1/3に減額）となります。

特例の対象

①償却資産である充電設備とは、

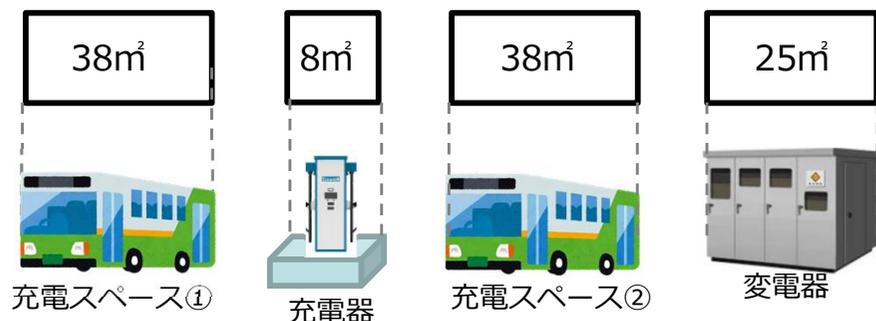
- ・電気自動車の充電のために必要な設備（例：キュービクルなどの変電設備や充電器）
（充電施設等の償却資産は、改正地域交通法の施行日以後に取得したもの又は令和4年度補正予算若しくは令和5年当初予算の補助金で取得されたものを含まず。詳細は地方税法施行令をご覧ください。）

②充電に必要な土地とは、

- ・電気自動車の充電のために必要な設備を設置する土地（例：変電設備・充電器が設置されている土地の面積）
- ・充電に際してバスを駐車するために必要な土地（例：EVバス駐車スペースのうち、充電器のケーブルによって同時に充電施設に接続される台数分の土地の面積）

となります。

◆充電に必要な土地の例（同時に充電できる口数が2台分の場合）



- ・左記の例の場合、水平投影面積の $38+8+38+25=109\text{㎡}$ が充電に必要な土地の面積として、特例の対象になります。
- ・償却資産の土地面積は、変電施設・充電施設を設置するための台の水平投影面積になります。詳細は地方税法施行規則をご覧ください。

実施計画記載事項

①事業を実施する区域

- ・地域公共交通計画の区域内であること（〇〇県〇●●市区域内 等）

②事業の内容

- ・充電設備、変電設備およびEVバス車両を配置する営業所の所在情報
- ・充電設備、変電設備および充電時の駐車スペースの配置や面積がわかる営業所の見取り図
- ・充電設備および変電設備の情報（数量、口数）
- ・電気自動車等の導入が予定されるバス路線の情報、（税制特例措置を受ける場合）上記営業所が管轄する路線情報
- ・EVバス車両の台数および車両情報（大型車、中型車、小型車の車両区分）
- ・充電設備、変電設備およびEVバス車両の導入に係るスケジュール

③事業の実施予定期間

- ・地域公共交通計画の期間内であること

④事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

- ・事業者の投資状況、国・地方公共団体の補助金
- ・（JRTTの出融資を受ける場合）見込み額、変電設備、充電器及びEVバスの取得額、調達主体
- ・（税制特例を受ける場合）見込み額、リースの有無、リースの減額見込み額

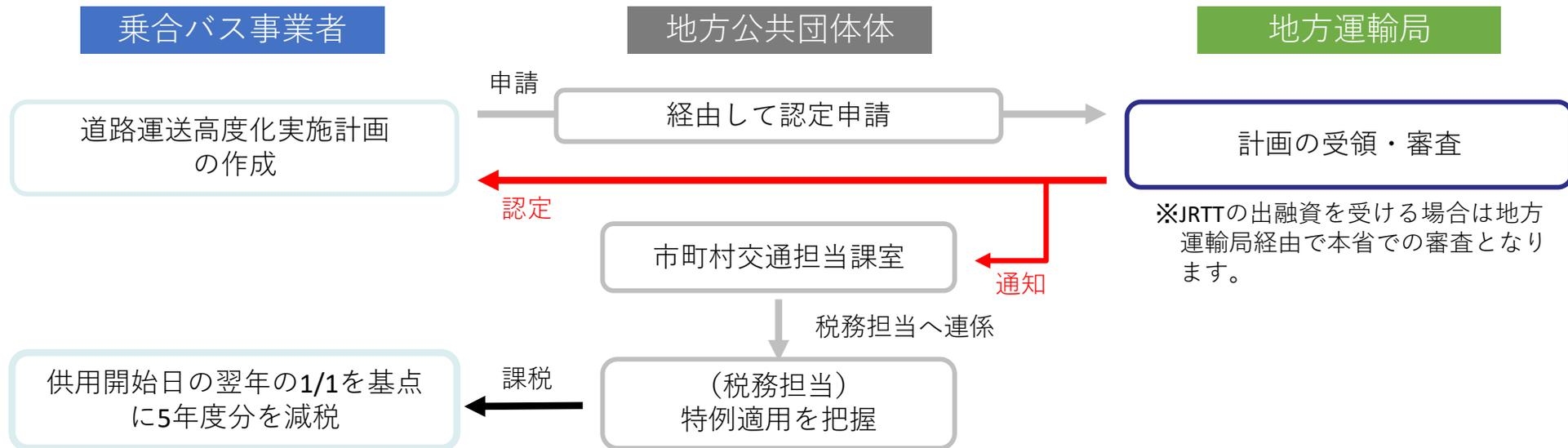
⑤事業の効果

- ・地域交通法および基本方針の趣旨を満たす効果（定量的な目標が難しい場合は定性的に記載）
（例）EVの導入により、車内における安全性を向上させ、車内事故件数〇%の減少を図る。
（例）排気ガスを排出せず車内における静穏を確保するEVの導入により地域の環境負荷の低減（CO2削減など）

留意事項

- ・本税制特例の適用を受けるためには、乗合バス事業者が、地域公共交通計画で市町村が位置づけた路線のうち電気自動車が導入される営業所において運行する路線を、計画期間において継続して運行することを道路運送高度化実施計画に記載し、国土交通大臣の認定を受けることが必要です。
- ・計画通りの路線の維持ができない場合は勧告等の対象となり、最終的には認定の取消しもあり得ます。

- 道路運送高度化実施計画は、乗合バス事業者が作成します。
- 地方公共団体は、道路運送高度化実施計画が地域公共計画に沿ったものになっているか確認の上、運輸局に申請します。



●地域交通法(抜粋)

(道路運送高度化実施計画の認定)

第十四条 道路運送高度化事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、道路運送高度化実施計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 前項の規定による認定の申請は、関係する地方公共団体を經由して行わなければならない。この場合において、関係する地方公共団体は、当該道路運送高度化実施計画を検討し、意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、その道路運送高度化実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 道路運送高度化実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。
- 二 道路運送高度化実施計画に定める事項が道路運送高度化事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 道路運送高度化実施計画に定められた一般乗合旅客自動車運送事業について、その内容が道路運送法第六条各号に掲げる基準に適合し、かつ、同法第七条各号のいずれにも該当しない場合であること。

4 (略)

5 国土交通大臣は、第三項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を関係する地方公共団体に通知するものとする。

6~9 (略)

●地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

（定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

七 道路運送高度化事業道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業（以下「一般乗合旅客自動車運送事業」という。）又は同法による一般乗用旅客自動車運送事業（以下「一般乗用旅客自動車運送事業」という。）について、定時性の確保、速達性の向上、快適性の確保その他の運送サービスの質の向上を図るために行う事業であつて、次に掲げるものをいう。

イ 一般乗合旅客自動車運送事業者が輸送力を増加させ、効率的に運送を実施するために行う事業であつて、道路管理者、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）その他国土交通省令で定める者が講ずる走行円滑化措置（車線の増設、優先通行帯の設置その他の自動車の円滑な走行に資する措置をいう。）と併せて、連節バス（二以上の車室が連結された自動車であつてそれぞれの車室の間を旅客が往来できる構造のものをいう。）その他の輸送力の確保に資するものとして国土交通省令で定める要件を満たす自動車を用いるもの

ロ 一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が円滑な運送の実施を確保するために行う事業であつて、運行経路指示システム（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第二項に規定する人工知能関連技術を活用した情報システムであつて運転者に対して目的地までの最も効率的な経路を指示するためのものをいう。）その他の先端的な技術を活用することにより旅客の運送に要する時間（運送の申込みから運送の開始までに要する時間を含む。）の短縮に資するものとして国土交通省令で定める要件を満たす設備を用いるもの

ハ 一般乗合旅客自動車運送事業者が車内における静穏を確保し、及び車内における安全性を向上させるために行う事業であつて、電気自動車（専ら電気を動力源とする自動車をいう。）その他の車内における騒音及び振動の程度が低く、かつ、車内における旅客の転倒を防止する観点から優れた加速及び減速の性能を有する自動車を用いるもの

●地方税法

（固定資産税等の課税標準の特例）

附則第十五条

46 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者（同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行を行う者に限る。）が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十四条第三項の規定による認定を受けた同法第十三条第一項に規定する道路運送高度化実施計画に基づき実施する同法第二条第七号に規定する道路運送高度化事業（同号ハに掲げるものに限る。以下この項において「特定道路運送高度化事業」という。）の用に供する電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。）で総務省令で定めるものの充電の用に供する土地及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該土地及び償却資産が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から令和十年三月三十一日までの期間内に最初に特定道路運送高度化事業の用に供された日（以下この項において「供用開始日」という。）の属する年の翌年の一月一日（供用開始日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

●地方税法施行令

（固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等）

附則第十一条

50 法附則第十五条第四十六項に規定する土地で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 次項に規定する設備の用に供する土地で総務省令で定めるもの

二 法附則第十五条第四十六項に規定する電気自動車（次項において「電気自動車」という。）が次項に規定する設備による充電に際して駐車するため必要な土地として総務省令で定めるもの

51 法附則第十五条第四十六項に規定する償却資産で政令で定めるものは、電気自動車の充電のために必要な設備であつて、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に取得されたもの又は同日前に令和四年度の一般会計補正予算（第2号）若しくは令和五年度の当初予算により交付される補助金を受けて取得されたもので総務省令で定めるものとする。

●地方税法施行規則

（政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等）

附則第六条

88 法附則第十五条第四十六項に規定する電気自動車で総務省令で定めるものは、電気自動車（燃料電池自動車を除く。）とする。

89 政令附則第十一条第五十項第一号に規定する土地で総務省令で定めるものは、同条第五十一項に規定する設備を設置するための台の水平投影面積に相当する土地とする。

90 政令附則第十一条第五十項第二号に規定する電気自動車（法附則第十五条第四十六項に規定する電気自動車をいう。次項において同じ。）の台数に三十八平方メートルを乗じて得た面積（当該面積が実際に要した面積と著しく異なる場合にあつては、市町村長が調査した面積）に相当する土地（当該土地が法附則第十五条第四十六項に規定する者が有料で借り受けたものである場合にあつては、当該土地が同項の規定の適用を受けたことにより減少した当該土地に係る固定資産税額及び都市計画税額に相当する額がその賃料から減額されていることにつき国土交通大臣の証明を受けたものに限る。）とする。

91 政令附則第十一条第五十一項に規定する償却資産で総務省令で定めるものは、電気自動車に動力源として用いる電気を充電するための充電設備及び変電設備（当該充電設備及び当該変電設備が法附則第十五条第四十六項に規定する者が有料で借り受けたものである場合にあつては、当該充電設備及び当該変電設備が同項の規定の適用を受けたことにより減少した当該充電設備及び当該変電設備に係る固定資産税額に相当する額がその賃料から減額されていることにつき国土交通大臣の証明を受けたものに限る。）とする。